

令和4年度 「日本船舶・船員確保計画」の実施状況

1. 制度概要

- (1) 関係条文等
- (2) 「日本船舶・船員確保計画」認定制度の概要
- (3) トン数標準税制の概要
- (4) 準日本船舶制度の概要

2. 外航海運

- (1) 「日本船舶・船員確保計画」の認定状況
- (2) 外航日本船舶・外航日本人船員の確保状況

3. 内航海運

内航船員の確保のための取組及び確保状況

1. 制度概要

(1) 関係条文等

海上運送法（昭和24年法律第187号）（抄）

（日本船舶・船員確保基本方針）

第34条 **国土交通大臣は**、安定的な海上輸送の確保を図るために必要な日本船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶をいう。以下同じ。）の確保並びにこれに乗り組む船員の育成及び確保（これらに関連して実施される措置であつて、第三十九条の五第七項に規定する準日本船舶の確保、これに乗り組む船員の育成及び確保その他の国土交通省令で定めるものを含む。以下「日本船舶及び船員の確保」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「**日本船舶・船員確保基本方針**」という。）を定めるものとする。

日本船舶及び船員の確保に関する基本方針（令和5年3月31日国土交通省告示第280号）（抄）

1. 日本船舶及び船員の確保の意義及び目標に関する事項

（2）日本船舶及び船員の確保の目標

- ① **安定的な国際海上輸送を確保するためには**、平成19年12月の交通政策審議会答申において、**外航日本船舶及び外航日本人船員の必要規模**を試算したところ、**外航日本船舶は約450隻**、**外航日本人船員は約5,500人**とされた。一方、外航日本船舶及び外航日本人船員の現状規模を踏まえれば、これらの必要規模を短期間で達成することは困難であることから、当面の取組みとして、**外航日本船舶の隻数を**平成20年度からの9年間で3.2倍に、平成30年度からの5年間で1.2倍に、外航日本人船員の人数を平成20年度からの10年間で1.5倍に、平成30年度からの10年間で1.5倍に増加させることを目標として取り組んできたところ、外航日本船舶の隻数については**令和5年度からの5年間で1.25倍**に、**外航日本人船員の人数については引き続き平成30年度から10年間で1.5倍**に増加させることを目標とする。
- ② 内航船員の年齢構成において、60歳以上の割合は増加する傾向にある一方で、若年船員の確保に向けた官民の取組みの効果もあり、若年船員の割合も徐々に増加がみられるところである。このような動向を踏まえ、今後とも、船員教育体制の見直し、魅力ある職場づくり等による船員の就業・定着の推進、働き方改革による生産性向上等の取組みを図ることにより、**安定的・効果的な船員の確保・育成の実現を図る**ことを目標とする。

6. 日本船舶及び船員の確保に関する施策の評価の実施

安定的な海上輸送を継続的に確保していくためには、国際的な競争条件の均衡化を図ることに加え、日本船舶及び船員の確保を図ることが重要であることに鑑み、2. に掲げる諸施策の効果を検証するとともに、今後も諸外国の動向等を踏まえ、我が国における施策の充実・強化の是非を不断に検討する必要がある。

このため、**毎年度、施策の実施状況について交通政策審議会海事分科会に報告する**こととする。また、日本船舶及び船員の確保の施策の効果について適当な時期において評価することとし、必要があると認めるときは、今後、新たな制度的枠組みについて検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

1. 制度概要

(2) 「日本船舶・船員確保計画」認定制度の概要

日本船舶及び船員の確保に関する基本方針
(令和5年国土交通省告示第280号)

「日本船舶・船員確保計画」の作成
(船舶運航事業者等)

「日本船舶・船員確保計画」の認定
(国土交通大臣)

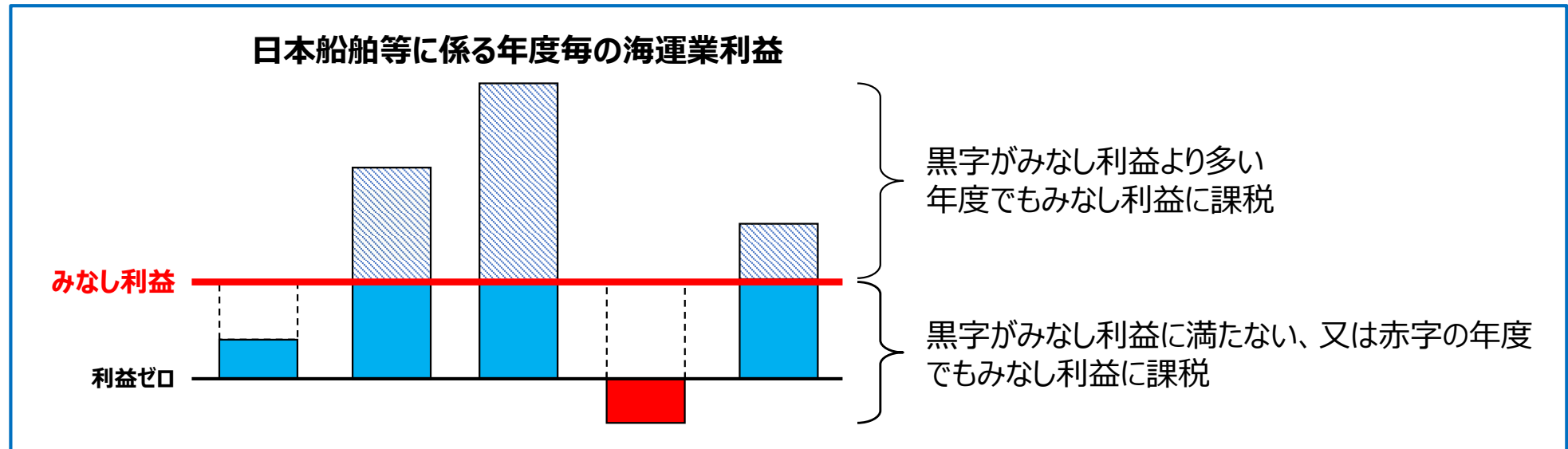
トン数標準税制の適用

1. 制度概要

(3) トン数標準税制の概要

外航船舶運航事業者が、「日本船舶・船員確保計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受けた場合、日本船舶等※に係る利益についてみなし利益課税を適用

※日本船舶・準日本船舶（後述）



利益の変動が激しい外航海運事業者にとって、毎年の納税額が予見可能となり、安定的・計画的に船舶投資を行うことが可能

我が国の経済活動を支える国際海上輸送の安定化を通じて
経済安全保障を確立

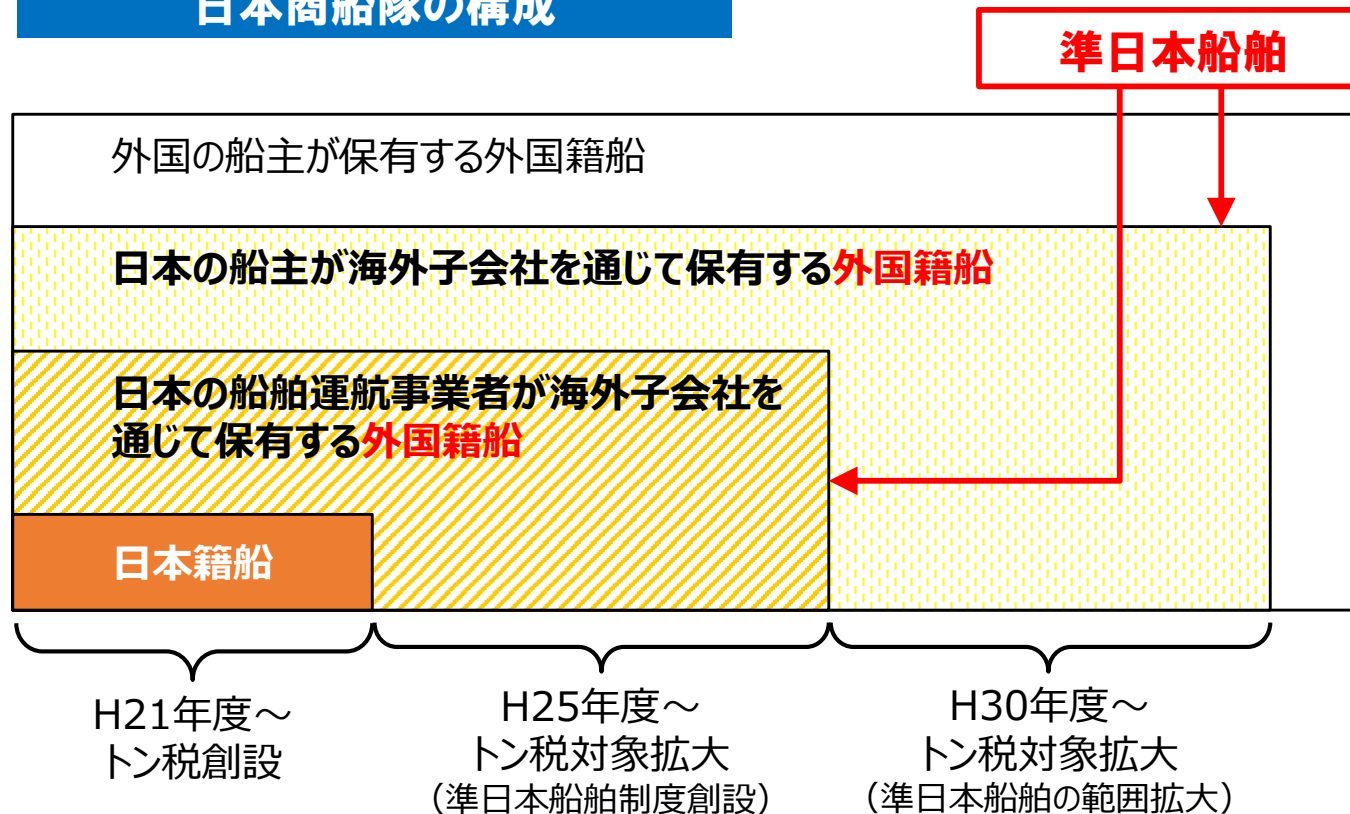
1. 制度概要

(4) 準日本船舶制度の概要

準日本船舶とは、海上運送法に基づく航海命令が発せられた際に、迅速に日本船舶となることが可能な外国籍船

- 国土交通大臣が一定の要件を満たす外国籍船を準日本船舶として認定
- 「日本船舶・船員確保計画」期間中に増加させた日本籍船1隻あたり準日本船舶1隻に対しトン数標準税制の適用が可能（ただし、みなし利益は日本籍船の1.5倍）

日本商船隊の構成



準日本船舶の主な要件

- 日本の船舶運航事業者又は船主が海外子会社を通じて保有する外国籍船
- 日本の船舶運航事業者が運航する船舶
- 国土交通大臣が行う総トン数等の測度をあらかじめ受けていること
- 国土交通大臣又は登録検査機関が行う船員の安全衛生の検査をあらかじめ受けていること
- 船舶運航事業者又は船主と海外子会社との間で、航海命令が発せられた場合に遅滞なく当該船舶を当該運航事業者又は船主に譲渡することを内容とする契約（フラッグバック契約）を締結していること

等

2. 外航海運

(1) 「日本船舶・船員確保計画」の認定状況

令和6年3月25日時点の認定事業者（5社、1グループ）

飯野海運、NSユナイテッド海運、ENEOSオーシャン、川崎汽船、商船三井グループ[※]、日本郵船
(50音順)

※商船三井と商船三井ドライバルクとの共同申請

第1次計画 (H21年度～H25年度)	平成21年3月に10社、平成22年2月に1社それぞれ認定 平成22年10月 認定事業者同士の合併【親和海運／日鉄海運 → NSユナイテッド海運】 平成24年 4月 日正汽船（認定事業者）が雄洋海運と合併し商号変更【J X日鉱日石 SHIPPING】 平成25年 4月 三光汽船が認定取消
第2次計画 (H26年度～H29年度)	平成26年 2月 J X日鉱日石タンカーを認定 平成26年 3月 旭タンカーが撤退 平成26年 4月 認定事業者同士の合併 【J X日鉱日石タンカー／J X日鉱日石 SHIPPING → J Xオーシャン】 平成29年 3月 第一中央汽船が認定取消
第3次計画 (H30年度～R4年度)	平成30年 3月 第2次認定事業者7社のうち6社の第3次計画を認定 平成31年 3月 第2次認定事業者7社のうち1社の第3次計画を認定 令和 2年10月 J XオーシャンがENEOSオーシャンに商号変更
第4次計画 (R5年度～R9年度)	令和 5年 5月 第3次認定事業者7社のうち4社1グループの第4次計画を認定 (旭海運が撤退) 令和 6年 2月 第3次認定事業者7社のうち1社の第4次計画を認定

2. 外航海運

(2) 外航日本船舶・外航日本人船員の確保状況

	第1次計画開始時	第1次計画 (平成21年度～平成25年度)					第2次計画 (平成26年度～平成29年度)				第3次計画 (平成30年度～令和4年度)				第1次計画開始時からの増減	
		第1期 (H21)	第2期 (H22)	第3期 (H23)	第4期 (H24)	第5期 (H25)	第1期 (H26)	第2期 (H27)	第3期 (H28)	第4期 (H29)	第1期 (H30)	第2期 (R1)	第3期 (R2)	第4期 (R3)		第5期 (R4)
日本船舶 (隻)	77.4	95.4	118.9	131.8	143	167	181.6	201.1	216.2	241.3	254.9	260	253	262.6	297.6	220.2
準日本船舶 (隻)	-	-	-	-	-	27	40	55	69	64	57	52	42	36	30	-
合計						194.0	221.6	256.1	285.2	305.3	311.9	312.0	295.0	298.6	327.6	-
日本人船員 (人)	1,072	1,103	1,112	1,153	1,194	1,134	1,132	1,146	1,162	1,216	1,248	1,276	1,257	1,267	1,341	269
日本人海技士 (人)	-	-	-	-	-	54	80	110	138	128	114	104	84	72	60	-
合計						1,188	1,212	1,256	1,300	1,344	1,362	1,380	1,341	1,339	1,401	-

※認定事業者による「日本船舶・船員確保計画」実施状況報告に基づいて作成（数値は各年度末時点）

日本商船隊 の隻数	2,653	2,535	2,742	2,808	2,848	2,609	2,566	2,561	2,411	2,458	2,496	2,411	2,240	2,283	2,206	-
--------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------------	---

※各年度6月末日時点

外航日本人 船員数(全体)	2,315	2,187	2,306	2,325	2,208	2,263	2,271	2,237	2,188	2,221	2,093	2,174	2,200	2,165	2,062	-
------------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------------	---

※各年度10月1日時点

3. 内航海運

船員の確保のための取組及び確保状況

日本船舶・船員確保計画

- 内航海運事業者等が、新人船員の採用及び訓練を行う計画である「日本船舶・船員確保計画」を作成した場合に、国土交通大臣による認定を受けることができる。
- 認定を受けた「日本船舶・船員確保計画」に従い、新人船員を雇用して、育成を行う事業者に対して、船員計画雇用促進助成金により支援。

制度開始時(H20)からの実績

＜日本船舶・船員確保計画の認定事業者数＞

(単位:社)

年度	H20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
認定事業者数	113	182	190	171	177	177	177	197	228	226	238	241	246	248	248	246

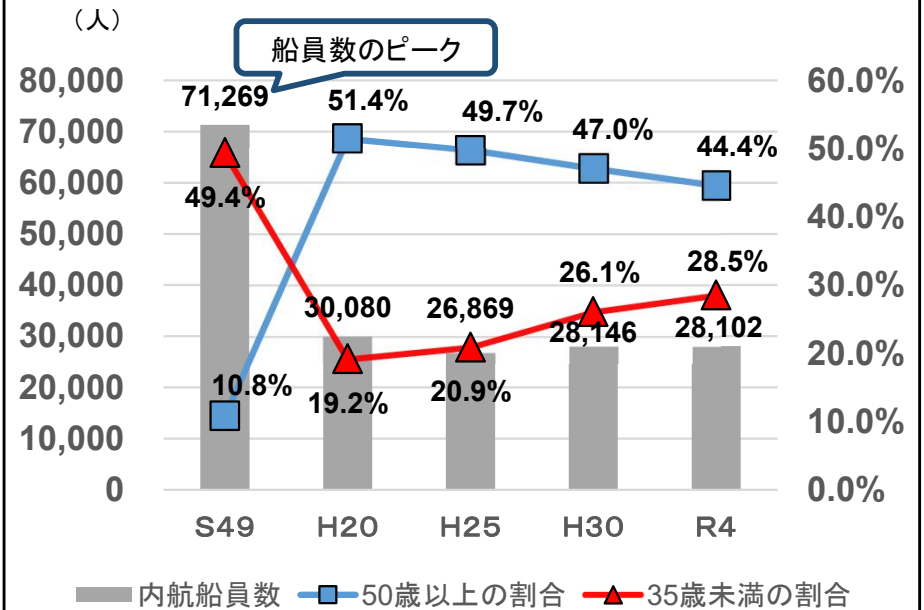
＜日本船舶・船員確保計画に基づく船員未経験者の採用状況＞

(単位:人)

年度	H20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	合計
採用者数	374	367	314	297	425	497	562	639	729	706	740	756	657	667	608	8,338

事業効果

内航船員の推移 (令和4年10月時点)



内航船員の育成及び確保を図り、安定的な国内海上輸送を確保する。